

会員各位

アライオートオークショングループ
荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台株式会社

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオートオークション仙台株式会社は、更なる経営体制強化のため親会社である荒井商事株式会社と4月1日をもって合併することとなりました。つきましては、アライオートオークション会員規約の内容を一部改定し運営を行います。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導入日

2022年 4月 1日(金)

内 容

【規約改定】

1. オークション規約(乗用/商用バン)

- (1) 第1章 総則 第1条(目的)の内容改定
- (2) 第1章 総則 第2条(名称)の内容改定
- (3) 第5章 連帯保証人 第26条(連帯保証人)第1項の内容改定
- (4) 第10章 車両代金等の決済 第46条(遅延損害金等・債権債務の相殺)第3項の内容改定
- (5) 第10章 車両代金等の決済 第46条(遅延損害金等・債権債務の相殺)第4項の削除

2. オークション規約(トラック/バス)

- (1) 第1章 総則 第1条(目的)の内容改定
- (2) 第1章 総則 第2条(名称)の内容改定
- (3) 第5章 連帯保証人 第26条(連帯保証人)第1項の内容改定
- (4) 第10章 車両代金等の決済 第46条(遅延損害金等・債権債務の相殺)第3項の内容改定
- (5) 第10章 車両代金等の決済 第46条(遅延損害金等・債権債務の相殺)第4項の削除

3. バイクオークション規約

- (1) 第4章 連帯保証人 第24条(連帯保証人)第1項の内容改定

4. AI-NET 会員規約

- (1) 第2条(基本用語の定義)第3項の内容改定

5. 落札代行規約

- (1) 第2条(用語の定義)第1項の内容改定
- (2) 第2条(用語の定義)第7項の内容改定

6. 2輪ライト会員規約

- (1) 第1条(本規約の位置付け)第1項の内容改定

7. デポジット会員規約

- (1) 第1条(本規約の位置付け)第1項の内容改定

8. スライドサービス利用規約

- (1) 第1条(サービスの内容)の内容改定

1. オークション規約(乗用/商用バン)

(1) 第1章 総則 第1条(目的)の内容改定

《現在》

アライオートオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社(以下「荒井商事株式会社等」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械を含めて「車両」という)のオートオークションに関し、荒井商事株式会社等と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両等の種類・形状等に応じて、アライオートオークション規約(乗用/商用バン)とアライオートオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、建設機械・農業機械・産業機械については、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ建機オークションについては、別途、規約を定めるものとする。

↓

《改定後》

アライオートオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社等が主催する中古車両・機械等(以下、機械を含めて「車両」という)のオートオークションに関し、荒井商事株式会社と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両等の種類・形状等に応じて、アライオートオークション規約(乗用/商用バン)とアライオートオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、建設機械・農業機械・産業機械については、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ建機オークションについては、別途、規約を定めるものとする。

(2) 第1章 総則 第2条(名称)の内容改定

《現在》

荒井商事株式会社等が主催するオートオークション及びその運営主体としての荒井商事株式会社等をアライオートオークションまたはアライAAと称する。

↓

《改定後》

荒井商事株式会社等が主催するオートオークション及びその運営主体としての荒井商事株式会社等をアライオートオークションまたはアライAAと称する。

(3) 第5章 連帯保証人 第26条(連帯保証人)第1項の内容改定

《現在》

- 1 連帯保証人は、本規約に基づき、アライAA及びアライAAが業務提携等により参加可能となった他社オークションにおいて負担する一切の債務、並びに、オークションに限らず、会員が荒井商事株式会社等とのすべての取引において負担する一切の債務について、連帯して責任を負わなければならない。

↓

《改定後》

- 1 連帯保証人は、本規約に基づき、アライAA及びアライAAが業務提携等により参加可能となった他社オークションにおいて負担する一切の債務、並びに、オークションに限らず、会員が荒井商事株式会社とのすべての取引において負担する一切の債務について、連帯して責任を負わなければならない。

(4) 第10章 車両代金等の決済 第46条(遅延損害金等・債権債務の相殺)第3項の内容改定

《現在》

- 3 アライAAを主催する荒井商事株式会社等と、会員との間に中古自動車以外の物品取引が生じた場合における代金決済についても、本章の処理基準によるものとし、会員が支払を怠った場合、本条1項の遅延損害金を支払う。また荒井商事株式会社等は、本条2項に定める相殺ができる。

↓

《改定後》

- 3 アライAAを主催する荒井商事株式会社と、会員との間に中古自動車以外の物品取引が生じた場合における代金決済についても、本章の処理基準によるものとし、会員が支払を怠った場合、本条1項の遅延損害金を支払う。また荒井商事株式会社は、本条2項に定める相殺ができる。

(5) 第10章 車両代金等の決済 第46条(遅延損害金等・債権債務の相殺)第4項の削除

《現在》

- 4 荒井商事株式会社が、会員に対して債権を有し、アライオートオークション仙台株式会社が、会員に対して債務を負担する場合において、債権を有しまたは債務を負担する会社は、会員に対して、相殺を主張することができるものとし、会員は、当該相殺について予め承諾するものとする。アライオートオークション仙台株式会社が会員に対して債権を有し、荒井商事株式会社が、会員に対して債務を負担する場合も同様とする。

↓

《改定後》

削除

2. オークション規約(トラック・バス)

(1) 第1章 総則 第1条(目的)の内容改定

《現在》

アライオートオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社(以下「荒井商事株式会社等」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械を含めて「車両」という)のオートオークションに関し、荒井商事株式会社等と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両等の種類・形状等に応じて、アライオートオークション規約(乗用/商用バン)とア

ライオートオークション規約（トラック・バス）とに分かれるものとし、建設機械・農業機械・産業機械については、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ建機オークションについては、別途、規約を定めるものとする。

↓

《改定後》

ライオートオークション規約（以下「本規約」という）は、荒井商事株式会社が主催する中古車両・機械等（以下、機械を含めて「車両」という）のオートオークションに関し、荒井商事株式会社と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両等の種類・形状等に応じて、ライオートオークション規約（乗用/商用バン）とアライオートオークション規約（トラック・バス）とに分かれるものとし、建設機械・農業機械・産業機械については、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ建機オークションについては、別途、規約を定めるものとする。

(2) 第1章 総則 第2条(名称)の内容改定

《現在》

荒井商事株式会社等が主催するオートオークション及びその運営主体としての荒井商事株式会社等をアライオートオークションまたはアライAAと称する。

↓

《改定後》

荒井商事株式会社が主催するオートオークション及びその運営主体としての荒井商事株式会社をアライオートオークションまたはアライAAと称する。

(3) 第5章 連帯保証人 第26条(連帯保証人)第1項の内容改定

《現在》

- 1 連帯保証人は、本規約に基づき、アライAA及びアライAAが業務提携等により参加可能となった他社オークションにおいて負担する一切の債務、並びに、オークションに限らず、会員が荒井商事株式会社等とのすべての取引において負担する一切の債務について、連帯して責任を負わなければならない。

↓

《改定後》

- 1 連帯保証人は、本規約に基づき、アライAA及びアライAAが業務提携等により参加可能となった他社オークションにおいて負担する一切の債務、並びに、オークションに限らず、会員が荒井商事株式会社とのすべての取引において負担する一切の債務について、連帯して責任を負わなければならない。

(4) 第10章 車両代金等の決済 第46条(遅延損害金等・債権債務の相殺)第3項の内容改定

《現在》

- 3 アライAAを主催する荒井商事株式会社等と、会員との間に中古自動車以外の物品取引が生じた場合における代金決済についても、本章の処理基準によるものとし、会員が支払を怠った場合、本条1項の遅延損害金を支払う。また荒井商事株式会社等は、本条2項に定める相殺ができる。

↓

《改定後》

- 3 アライAAを主催する荒井商事株式会社と、会員との間に中古自動車以外の物品取引が生じた場合における代金決済についても、本章の処理基準によるものとし、会員が支払を怠った場合、本条1項の遅延損害金を支払う。また荒井商事株式会社は、本条2項に定める相殺ができる。

(5) 第10章 車両代金等の決済 第46条(遅延損害金等・債権債務の相殺)第4項の削除

《現在》

- 4 荒井商事株式会社が、会員に対して債権を有し、アライオートオークション仙台株式会社が、会員に対して債務を負担する場合において、債権を有しまたは債務を負担する会社は、会員に対して、相殺を主張することができるものとし、会員は、当該相殺について予め承諾するものとする。アライオートオークション仙台株式会社が会員に対して債権を有し、荒井商事株式会社が、会員に対して債務を負担する場合も同様とする。

↓

《改定後》

削除

3. バイクオークション規約

(1) 第4章 連帯保証人 第24条(連帯保証人)第1項の内容改定

《現在》

- 1 連帯保証人は、本規約に基づき、アライAA及びアライAAが業務提携等により参加可能となった他社オークションにおいて負担する一切の債務、並びにオークションに限らず会員が荒井商事株式会社またはアライオートオークション仙台株式会社との全ての取引において負担する一切の債務について、連帯して責任を負うこととします。

↓

《改定後》

- 1 連帯保証人は、本規約に基づき、アライAA及びアライAAが業務提携等により参加可能となった他社オークションにおいて負担する一切の債務、並びにオークションに限らず会員が荒井商事株式会社との全ての取引において負担する一切の債務について、連帯して責任を負うこととします。

4. AI-NET 会員規約

(1) 第2条(基本用語の定義)第3項の内容改定

《現在》

- 3 アライオートオークション：荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古建設機械のオークションのサービスを提供している主体をいいます。

↓

《改定後》

- 3 アライオートオークション：荒井商事株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古建設機械のオークションのサービスを提供している主体をいいます。

5. 落札代行規約

(1) 第2条(用語の定義)第1項の内容改定

《現在》

- 1 アライAA当社及びアライオートオークション仙台株式会社（以下、「アライ仙台」といいます。）が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古商用車・中古建設機械のオークションをいい、当該オークションを主催する当社及びアライ仙台をいう場合もあります。

↓

《改定後》

- 1 アライAA当社が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古商用車・中古建設機械のオークションをいい、当該オークションを主催する当社をいう場合もあります。

(2) 第2条(用語の定義)第7項の内容改定

《現在》

- 7 アライAA規約アライAAがアライAAにおける当社及びアライ仙台と会員との権利義務関係について定めた規約をいいます。

↓

《改定後》

- 7 アライAA規約アライAAがアライAAにおける当社と会員との権利義務関係について定めた規約をいいます。

6. 2輪ライト会員規約

(1) 第1条(本規約の位置付け)第1項の内容改定

《現在》

- 1 本規約は、アライオートオークション二輪規約の特則を定めるものであり、荒井商事株式会社又はアライオートオークション仙台株式会社が開催する中古自動二輪車のオートオークションの会員のうちのライト会員又はライト会員になろうとする者（以下あわせて「ライト会員」といいます。）にのみ適用されるものとします。

↓

《改定後》

- 1 本規約は、アライオートオークション二輪規約の特則を定めるものであり、荒井商事株式会社が開催する中古自動二輪車のオートオークションの会員のうちのライト会員又はライト会員になろうとする者（以下あわせて「ライト会員」といいます。）にのみ適用されるものとします。

7. デPOSIT会員規約

(1) 第1条(本規約の位置付け)第1項の内容改定

《現在》

- 1 本規約は、荒井商事株式会社又はアライオートオークション仙台株式会社(以下各々「当社」といいます。)が主催する中古自動車・中古建設機械オークション(以下「アライ AA」といいます。)の会員のうちデPOSIT会員又はデPOSIT会員になろうとする者(以下「デPOSIT会員」といいます。)にのみ適用されるものとします。

↓

《改定後》

- 1 本規約は、荒井商事株式会社(以下「当社」といいます。)が主催する中古自動車・中古建設機械オークション(以下「アライ AA」といいます。)の会員のうちデPOSIT会員又はデPOSIT会員になろうとする者(以下「デPOSIT会員」といいます。)にのみ適用されるものとします。

8. スライドサービス利用規約

(1) 第1条(サービスの内容)の内容改定

《現在》

スライドサービスとは、荒井商事株式会社およびアライオートオークション仙台株式会社(以下、「当社」といいます。)のアライオートオークション規約(以下、「アライ AA規約」といいます。)第10章(車両代金等の決済)、A I - N E T店舗在庫規約第22条(落札車両代金等の決済)及びA I - N E T落札代行規約第8条(代金等の決済)の規定に拘わらず、落札車両の車両代金、消費税、手数料などの債務(以下、「本債務」といいます。)の決済期限を、当社の定める期限まで延長できるサービス(以下、「本サービス」といいます。)をいいます。本サービスは、所定の方法により当社に申し込み、当社が登録を認めた会員(以下、「スライドサービス登録会員」といいます。)のみが利用できるものとします。

↓

《改定後》

スライドサービスとは、荒井商事株式会社(以下、「当社」といいます。)のアライオートオークション規約(以下、「アライ AA規約」といいます。)第10章(車両代金等の決済)、A I - N E T店舗在庫規約第22条(落札車両代金等の決済)及びA I - N E T落札代行規約第8条(代金等の決済)の規定に拘わらず、落札車両の車両代金、消費税、手数料などの債務(以下、「本債務」といいます。)の決済期限を、当社の定める期限まで延長できるサービス(以下、「本サービス」といいます。)をいいます。本サービスは、所定の方法により当社に申し込み、当社が登録を認めた会員(以下、「スライドサービス登録会員」といいます。)のみが利用できるものとします。

以上

